

定例庁議次第

令和7年11月11日
役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 審議事項

なし

4. 報告事項

なし

5. 議案事項

- (1) 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
(総務課 小林課長)【資料番号1】
- (2) 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分に関する協議について (総務課 小林課長)【資料番号2】
- (3) 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
(住民課 深谷課長)【資料番号3】
- (4) 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(健康福祉課 一倉課長)【資料番号4】
- (5) 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(健康福祉課 一倉課長)【資料番号5】
- (6) 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(健康福祉課 一倉課長)【資料番号6】

6. その他

7. 閉会

様式第2号（第4条関係）

11月11日 庁議提出案件【概要説明書】

資料番号1

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【件名】

議案第60号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

【提案理由】

吉岡町が加入している群馬県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）において、群馬県市町村総合事務組合規約（以下「規約」という。）を変更するにあたり、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体間の協議によりこれを定め、同法第290条の規定により、その場合は関係地方公共団体の議会の議決が必要であることから、議会の議決を求めるもの。

【改正内容】

1. 組織団体の名称変更（規約別表第1及び別表第2関係）

令和8年4月1日から、組合の組織団体である「太田市外三町広域清掃組合」の名称が「太田市外三町清掃斎場組合」に変更されるため、改正を行うもの。

2. 災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理の取りやめ（規約別表第2関係）

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務（共同処理団体：沼田市、渋川市及びみどり市並びに県内23町村）の群馬県市町村総合事務組合における共同処理を令和8年3月31日をもって取りやめるため、改正を行うもの。

3. 附則（令和5年群馬県指令市第30033-6号）の改正（附則第2項関係）

規約別表第2の改正に伴い、附則（令和5年3月30日群馬県指令市第30033-6号）第2項の改正を行うもの。

【施行日】

令和8年4月1日（議会の議決後協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならない。）

【上程予定】

令和7年第4回定例会（12月議会）

様式第2号（第4条関係）

11月11日 庁議提出案件【概要説明書】

資料番号2

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

議案第61号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分に関する協議について

【提案理由】

吉岡町が加入している群馬県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）において、災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分を行うにあたり、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体間の協議によりこれを定め、同法第290条の規定により、その場合は関係地方公共団体の議会の議決が必要であることから、議会の議決を求めるもの。

【協議内容】

1. 群馬県市町村総合事務組合自然災害救助基金の還付

令和8年3月31日現在の群馬県市町村総合事務組合自然災害救助基金（以下「基金」という。）は、災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理団体（同日現在における群馬県市町村総合事務組合規約別表第2の4の右欄に掲げる地方公共団体をいう。以下「共同処理団体」という。）に還付することとするもの。

2. 各共同処理団体への還付金額

各共同処理団体への還付金額については、基金の令和8年3月31日現在の額を各共同処理団体の人口（令和2年に官報で告示された国勢調査の結果による人口をいう。以下同じ。）の合計で除した額（小数点第3位以下切り捨て）に、各共同処理団体の人口を乗じた額（円未満四捨五入）とすることとするもの。

3. 還付後の剰余金

上記の2で還付した結果、基金の額に剰余金が生じた場合は、群馬県市町村総合事務組合一般会計口座に収納することとするもの。

【上程予定】

令和7年第4回定例会（12月議会）

11月11日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 住民課長 深谷 智洋

【議案名】

議案第55号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

デジタル庁が開発した PMH (Public Medical Hub) の実施に伴い、福祉医療費の受給資格の確認方法について、認定に関する情報をマイナンバーカードから医療機関へ提供する方法を追加し、併せて所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部改正

(1) 定義規定の追加（第1条第10項関係）

個人番号カードが一般的にいうマイナンバーカードであることを定義するもの。

(2) 福祉医療費受給資格認定の明確化、有効期間及び更新手続き方法の整理（第4条、第5条関係）

福祉医療費を受給するには受給資格認定を受けることを明確化し、受給資格の「有効期間」は受給資格認定を受けた有効期間と整理し、有効期間の更新について受給資格が明確である時は申請によらず更新を行うことができるなどを定めるもの。

(3) 受給者資格認定及び減額認定証の情報提供方法の追加について（第6条関係）

福祉医療費の受給資格認定を受けた者が医療機関等の窓口において受給資格を提示する方法に、マイナンバーカードを用いて PMH を経由して受給資格を提示する方法を追加するもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日（附則第1条関係）

公布の日。

(2) 経過措置（附則第2条関係）

この条例による改正前に交付された福祉医療費の受給者証は、条例の施行後においても、改正後に交付された受給者証と同様のものとみなすこととするもの。

【上程予定】

令和7年第3回定例会

11月11日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 健康福祉課長 一倉 哲也

【議案名】

議案第57号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 虐待対応の強化（第12条関係）

保育所等（※）の職員等による虐待に関する通報義務等を追加するもの。

（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業が対象

【対象施設・対象事業】

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

2 利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる規定の追加（第17条第2項関係）

母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる」ととする規定を追加するもの。この場合において、保育所等の長等は、その乳幼児の健康診査の結果を把握しなければならないこととする。

3 地域限定保育士制度の一般制度化（第23条第2項、第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項、第47条第1項関係）

国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化。登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うこと

が可能な資格制度を創設されたため、条例中に地域限定保育士の規定を追加するもの。

4 施行期日

公布の日

【上程予定】

令和7年第4回定例会

11月11日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 健康福祉課長 一倉 哲也

【議案名】

議案第58号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 虐待対応の強化（第25条関係）

保育所等（※）の職員等による虐待に関する通報義務等を追加するもの。

（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業が対象

【対象施設・対象事業】

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊娠婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

2 技術的改正（第15条第1項第1号関係）

その他字句の整理を行うもの。

3 施行期日

公布の日

【上程予定】

令和7年第4回定例会

11月11日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 健康福祉課長 一倉 哲也

【議案名】

議案第59号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 地域限定保育士制度の一般制度化（第10条第3項第1号関係）

国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化。登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設されたため、条例中に地域限定保育士の規定を追加するもの。

2 虐待対応の強化（第12条関係）

保育所等（※）の職員等による虐待に関する通報義務等を追加するもの。

（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業が対象

【対象施設・対象事業】

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

3 施行期日

公布の日

【上程予定】

令和7年第4回定例会